

# 令和6年度保険料率に係る参考資料

令和6年1月29日

# 1. 都道府単位県保険料率関係

## 令和6年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和4年度の実績データを集計したものに、全国計における令和4年度実績値に対する令和6年度見込みの比率を乗じて算出。
  - ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和4年度の実績データを集計したものから、東日本大震災等に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和4年度実績値に対する令和6年度見込みの比率を乗じて算出。
  - ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和4年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数（令和6年度見込み）

（百人）

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	393,740	16,460	20,009	21,857	22,659	25,641	26,088	26,894	30,398	33,924	39,876	37,677	31,183	28,155	19,454	13,464
1 北海道	16,986	626	793	877	946	986	958	1,041	1,232	1,440	1,730	1,658	1,495	1,424	1,065	714
2 青森	4,210	154	201	226	249	241	220	239	309	361	419	407	385	381	254	162
3 岩手	3,841	139	189	214	229	219	203	233	286	328	374	351	329	347	245	154
4 宮城	7,097	274	356	385	402	437	420	466	566	646	701	624	552	569	417	283
5 秋田	3,035	101	137	161	172	150	142	166	224	267	295	273	270	304	225	149
6 山形	3,719	146	189	212	229	210	194	228	285	329	353	322	304	337	230	152
7 福島	6,340	251	326	349	381	389	375	412	490	544	604	547	510	538	378	246
8 茨城	7,048	278	356	395	422	446	439	460	546	615	716	684	554	517	369	251
9 栃木	5,246	200	262	296	316	328	320	342	412	470	544	493	398	384	281	200
10 群馬	6,164	247	310	356	382	396	386	399	459	529	639	608	486	433	310	222
11 埼玉	14,009	545	688	779	839	890	865	906	1,031	1,197	1,498	1,506	1,169	950	655	489
12 千葉	10,001	396	494	545	572	631	629	662	754	854	1,030	1,026	801	696	513	396
13 東京	57,255	2,227	2,503	2,531	2,541	3,921	5,012	4,873	4,916	5,209	5,857	5,537	4,414	3,585	2,457	1,673
14 神奈川	16,386	645	783	870	913	1,027	1,030	1,075	1,209	1,408	1,734	1,752	1,397	1,146	795	601
15 新潟	7,743	314	400	443	469	466	436	485	583	674	784	722	638	615	419	294
16 富山	3,931	155	195	222	247	253	226	235	282	334	431	398	320	290	199	144
17 石川	4,263	177	221	247	264	289	265	270	309	354	453	412	331	305	214	152
18 福井	2,800	118	146	167	175	177	167	175	205	229	278	253	221	220	152	115
19 山梨	2,458	105	125	139	150	155	152	154	177	199	239	237	207	188	136	95
20 長野	6,313	264	329	371	396	399	367	390	453	533	653	615	510	476	328	229
21 岐阜	7,356	302	381	441	475	498	448	454	530	606	750	732	602	528	356	251
22 静岡	10,043	399	508	583	608	639	622	651	758	856	1,024	982	815	731	504	363
23 愛知	24,539	1,049	1,252	1,396	1,448	1,755	1,805	1,752	1,903	2,089	2,525	2,419	1,901	1,575	988	682
24 三重	4,960	200	249	287	301	339	325	324	373	412	496	479	404	372	236	163
25 滋賀	3,472	156	191	211	217	233	221	234	268	299	351	316	260	242	161	113
26 京都	8,598	369	444	483	498	592	578	584	654	740	892	842	676	569	383	293
27 大阪	34,371	1,535	1,754	1,905	1,984	2,447	2,526	2,509	2,648	2,899	3,520	3,414	2,681	2,134	1,392	1,023
28 兵庫	14,673	620	765	847	872	981	931	963	1,103	1,236	1,511	1,444	1,179	1,044	698	479
29 奈良	3,133	134	168	188	198	206	186	197	231	267	317	304	247	222	154	114
30 和歌山	2,855	114	145	165	178	184	166	174	206	231	291	296	252	221	138	94
31 鳥取	1,950	90	108	115	122	118	107	122	152	170	188	167	149	157	114	72
32 島根	2,300	98	129	139	145	134	116	134	170	195	226	198	178	196	142	99
33 岡山	6,954	309	376	409	429	477	459	460	536	583	708	646	517	484	326	233
34 広島	10,489	448	560	628	640	687	666	687	783	884	1,095	1,018	807	747	499	339
35 山口	4,040	158	206	241	249	243	221	233	296	342	422	394	325	321	235	155
36 徳島	2,564	109	135	145	148	158	154	168	204	230	257	226	197	192	138	101
37 香川	3,642	156	198	217	227	238	213	232	274	314	377	334	268	264	190	140
38 愛媛	4,999	218	274	304	310	315	295	321	388	431	512	461	385	377	247	163
39 高知	2,370	99	124	137	147	144	128	137	174	205	253	227	190	186	128	93
40 福岡	18,631	896	1,062	1,113	1,090	1,214	1,215	1,264	1,488	1,651	1,832	1,638	1,346	1,275	919	630
41 佐賀	2,811	133	160	177	180	178	160	171	211	235	253	230	214	225	170	113
42 長崎	4,349	200	247	266	268	254	232	259	321	357	400	382	363	380	258	160
43 熊本	6,162	299	358	384	373	374	367	402	486	527	560	500	478	496	345	212
44 大分	3,961	169	214	236	242	245	223	237	296	338	383	350	305	323	239	160
45 宮崎	3,927	190	234	256	251	238	214	238	295	337	372	324	297	316	228	136
46 鹿児島	6,004	309	373	394	375	350	337	388	476	513	525	472	460	492	349	190
47 沖縄	5,741	339	390	402	391	388	365	387	445	457	504	455	393	382	274	170

・ 各支部の年齢階級別加入者数の令和4年度実績に、全国計における令和4年度実績値に対する令和6年度見込みの比率を乗じて算出。

・ 数値は、年度の平均値。

○ 都道府県支部別医療給付費（令和6年度見込み）

（百万円）

1	北海道	264,810	25	滋賀	46,931
2	青森	59,661	26	京都	120,732
3	岩手	54,389	27	大阪	493,557
4	宮城	103,900	28	兵庫	211,290
5	秋田	47,407	29	奈良	45,338
6	山形	55,000	30	和歌山	41,033
7	福島	86,140	31	鳥取	27,288
8	茨城	94,602	32	島根	34,565
9	栃木	72,874	33	岡山	98,736
10	群馬	83,505	34	広島	146,284
11	埼玉	188,060	35	山口	60,572
12	千葉	136,480	36	徳島	38,545
13	東京	761,325	37	香川	54,727
14	神奈川	230,550	38	愛媛	71,448
15	新潟	101,185	39	高知	34,703
16	富山	52,167	40	福岡	275,257
17	石川	59,465	41	佐賀	45,757
18	福井	40,444	42	長崎	66,217
19	山梨	34,540	43	熊本	93,118
20	長野	83,868	44	大分	60,681
21	岐阜	101,465	45	宮崎	55,890
22	静岡	136,672	46	鹿児島	89,807
23	愛知	329,576	47	沖縄	76,184
24	三重	68,133		全国計	5,534,877

・ 令和4年度の実績データを集計した各支部の医療給付費から東日本大震災等に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除した額に、全国計における令和4年度実績値に対する令和6年度見込みの比率を乗じて算出。

・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費（令和6年度見込み）

（円）

計	140,572
0～4歳	201,043
5～9	96,990
10～14	82,532
15～19	70,441
20～24	64,681
25～29	77,061
30～34	89,403
35～39	96,113
40～44	103,413
45～49	121,209
50～54	149,532
55～59	187,830
60～64	234,953
65～69	293,518
70～74	411,923

- ・ 令和4年度の実績データを集計した年齢階級別医療給付費から東日本大震災等に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除した額に、年齢階級計における令和4年度実績値に対する令和6年度見込みの比率を乗じて算出。
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費については、年齢階級別医療給付費の令和6年度見込みを年齢階級別加入者数の令和6年度見込みで除して算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○ 都道府県支部別総報酬額（令和6年度見込み）

（百万円）

1	北海道	4,227,914	25	滋賀	881,793
2	青森	952,661	26	京都	2,251,207
3	岩手	899,989	27	大阪	9,163,429
4	宮城	1,737,952	28	兵庫	3,801,063
5	秋田	694,027	29	奈良	755,288
6	山形	887,512	30	和歌山	680,197
7	福島	1,567,957	31	鳥取	451,788
8	茨城	1,843,584	32	島根	543,406
9	栃木	1,349,925	33	岡山	1,747,255
10	群馬	1,581,951	34	広島	2,658,671
11	埼玉	3,738,565	35	山口	1,031,811
12	千葉	2,664,244	36	徳島	625,509
13	東京	16,979,358	37	香川	888,405
14	神奈川	4,589,964	38	愛媛	1,197,516
15	新潟	1,905,525	39	高知	574,543
16	富山	1,046,674	40	福岡	4,598,532
17	石川	1,115,104	41	佐賀	646,907
18	福井	724,415	42	長崎	987,475
19	山梨	623,933	43	熊本	1,440,492
20	長野	1,592,275	44	大分	927,926
21	岐阜	1,885,222	45	宮崎	895,666
22	静岡	2,662,054	46	鹿児島	1,339,503
23	愛知	6,698,766	47	沖縄	1,156,362
24	三重	1,294,559		全国計	102,508,874

- ・ 標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の令和4年度実績に、全国計の令和4年度実績に対する令和6年度見込みの比率及び予定保険料納付率（約0.992）を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。

○ 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（令和6年度見込み）

【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費（国庫補助を除く）	5,534,877
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等（出産育児交付金、国庫補助、日雇拋出金を除く）	523,117
・拋出金等（国庫補助を除く）	3,513,950
・前期高齢者納付金	1,161,955
・後期高齢者支援金	2,351,987
・病床転換支援金	8
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費（国庫補助を除く）	234,195
・一般管理費（国庫負担を除く）	83,558
・貸付金	78
・雑支出	19,445
・準備金積立て	308,257
*事務経費・雑支出（国）	51,952
合 計	10,269,430

【収入】

保険料収入	
・保険料収入（一般分）	10,250,887
その他収入	
・貸付金返済収入	78
・雑収入	14,001
*日雇特例被保険者保険料収入	1,431
*雑収入等（国）	3,033
合 計	10,269,430

・ \*については、国の予算において計上されるもの。

・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。

・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。

・ 第3号経費及びその他収入において、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。



## 共通料率等

共通料率 (A + B - C)	4.60 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.94 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.68 %
C. 収入等の率	0.02 %
第1号平均保険料率	5.40 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

○ 令和4年度の都道府県支部別の収支差

- 令和6年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。

収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」（マイナス記号）を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1	北海道	4,278	25	滋賀	▲176
2	青森	2,375	26	京都	▲1,465
3	岩手	972	27	大阪	▲4,313
4	宮城	1,183	28	兵庫	▲527
5	秋田	1,463	29	奈良	▲709
6	山形	174	30	和歌山	587
7	福島	523	31	鳥取	621
8	茨城	1,117	32	島根	707
9	栃木	380	33	岡山	1,851
10	群馬	▲266	34	広島	1,501
11	埼玉	▲314	35	山口	▲15
12	千葉	168	36	徳島	697
13	東京	▲12,199	37	香川	133
14	神奈川	▲2,904	38	愛媛	1,000
15	新潟	1,704	39	高知	1,155
16	富山	33	40	福岡	▲2,629
17	石川	104	41	佐賀	1,019
18	福井	▲361	42	長崎	1,026
19	山梨	▲490	43	熊本	773
20	長野	606	44	大分	728
21	岐阜	▲558	45	宮崎	721
22	静岡	▲1,443	46	鹿児島	1,717
23	愛知	▲3,569	47	沖縄	3,122
24	三重	▲500		全国計	0

○ インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額

(百万円)

	加算額	減算額	加減算額		加算額	減算額	加減算額
1 北海道	418	0	418	25 滋賀	87	0	87
2 青森	94	0	94	26 京都	222	0	222
3 岩手	89	0	89	27 大阪	905	0	905
4 宮城	172	0	172	28 兵庫	375	0	375
5 秋田	69	105	▲37	29 奈良	75	246	▲171
6 山形	88	1,437	▲1,349	30 和歌山	67	0	67
7 福島	155	0	155	31 鳥取	45	0	45
8 茨城	182	0	182	32 島根	54	487	▲434
9 栃木	133	787	▲654	33 岡山	173	0	173
10 群馬	156	0	156	34 広島	263	0	263
11 埼玉	369	0	369	35 山口	102	0	102
12 千葉	263	0	263	36 徳島	62	0	62
13 東京	1,678	0	1,678	37 香川	88	0	88
14 神奈川	454	0	454	38 愛媛	118	0	118
15 新潟	188	570	▲381	39 高知	57	0	57
16 富山	103	207	▲104	40 福岡	454	2,545	▲2,090
17 石川	110	0	110	41 佐賀	64	1,271	▲1,207
18 福井	72	0	72	42 長崎	98	96	1
19 山梨	62	0	62	43 熊本	142	107	35
20 長野	157	608	▲451	44 大分	92	0	92
21 岐阜	186	493	▲307	45 宮崎	88	344	▲255
22 静岡	263	0	263	46 鹿児島	132	824	▲692
23 愛知	662	0	662	47 沖縄	114	0	114
24 三重	128	0	128	全国計	10,126	10,126	0

・ 加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。

## 令和6年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位：%)

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.60)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後) (d)	
		年齢調整	所得調整				インセンティブ分	
全 国	5.40	—	—	5.40	10.00	10.00	10.00	0.000
1 北 海 道	6.26	▲ 0.31	▲ 0.25	5.70	10.30	10.20	10.21	0.010
2 青 森	6.26	▲ 0.32	▲ 0.81	5.13	9.73	9.48	9.49	0.010
3 岩 手	6.04	▲ 0.32	▲ 0.60	5.12	9.72	9.62	9.63	0.010
4 宮 城	5.98	▲ 0.17	▲ 0.34	5.46	10.07	10.00	10.01	0.010
5 秋 田	6.83	▲ 0.62	▲ 0.75	5.46	10.06	9.85	9.85	▲ 0.005
6 山 形	6.20	▲ 0.29	▲ 0.49	5.41	10.01	9.99	9.84	▲ 0.152
7 福 島	5.49	▲ 0.19	▲ 0.28	5.02	9.62	9.58	9.59	0.010
8 茨 城	5.13	▲ 0.04	0.03	5.11	9.71	9.65	9.66	0.010
9 栃 木	5.40	▲ 0.07	▲ 0.06	5.27	9.87	9.84	9.79	▲ 0.048
10 群 馬	5.28	▲ 0.02	▲ 0.08	5.18	9.78	9.80	9.81	0.010
11 埼 玉	5.03	▲ 0.01	0.13	5.16	9.76	9.77	9.78	0.010
12 千 葉	5.12	▲ 0.08	0.12	5.16	9.76	9.76	9.77	0.010
13 東 京	4.48	0.16	0.66	5.30	9.90	9.97	9.98	0.010
14 神 奈 川	5.02	▲ 0.06	0.38	5.35	9.95	10.01	10.02	0.010
15 新 潟	5.31	▲ 0.14	▲ 0.31	4.85	9.45	9.37	9.35	▲ 0.020
16 富 山	4.98	▲ 0.07	0.12	5.03	9.63	9.63	9.62	▲ 0.010
17 石 川	5.33	▲ 0.02	0.03	5.34	9.94	9.93	9.94	0.010
18 福 井	5.58	▲ 0.14	▲ 0.03	5.41	10.01	10.06	10.07	0.010
19 山 梨	5.54	▲ 0.15	▲ 0.14	5.25	9.85	9.93	9.94	0.010
20 長 野	5.27	▲ 0.08	▲ 0.17	5.01	9.61	9.57	9.55	▲ 0.028
21 岐 阜	5.38	▲ 0.00	▲ 0.09	5.30	9.90	9.93	9.91	▲ 0.016
22 静 岡	5.13	▲ 0.04	0.10	5.19	9.79	9.84	9.85	0.010
23 愛 知	4.92	0.19	0.25	5.36	9.96	10.01	10.02	0.010
24 三 重	5.26	0.02	0.01	5.29	9.89	9.93	9.94	0.010
25 滋 賀	5.32	0.07	▲ 0.14	5.26	9.86	9.88	9.89	0.010
26 京 都	5.36	0.06	0.03	5.46	10.06	10.12	10.13	0.010
27 大 阪	5.39	0.17	0.13	5.68	10.28	10.33	10.34	0.010
28 兵 庫	5.56	0.02	▲ 0.03	5.56	10.16	10.17	10.18	0.010
29 奈 良	6.00	▲ 0.02	▲ 0.43	5.55	10.15	10.24	10.22	▲ 0.023
30 和 歌 山	6.03	▲ 0.06	▲ 0.50	5.47	10.07	9.99	10.00	0.010
31 鳥 取	6.04	▲ 0.16	▲ 0.67	5.21	9.81	9.67	9.68	0.010
32 島 根	6.36	▲ 0.29	▲ 0.55	5.53	10.13	10.00	9.92	▲ 0.080
33 岡 山	5.65	0.06	▲ 0.20	5.52	10.12	10.01	10.02	0.010
34 広 島	5.50	0.04	▲ 0.15	5.40	10.00	9.94	9.95	0.010
35 山 口	5.87	▲ 0.17	▲ 0.11	5.59	10.19	10.19	10.20	0.010
36 徳 島	6.16	▲ 0.11	▲ 0.36	5.69	10.29	10.18	10.19	0.010
37 香 川	6.16	▲ 0.06	▲ 0.36	5.74	10.34	10.32	10.33	0.010
38 愛 媛	5.97	0.00	▲ 0.47	5.50	10.10	10.02	10.03	0.010
39 高 知	6.04	▲ 0.16	▲ 0.40	5.48	10.08	9.88	9.89	0.010
40 福 岡	5.99	0.04	▲ 0.30	5.73	10.33	10.39	10.35	▲ 0.045
41 佐 賀	7.07	▲ 0.20	▲ 0.71	6.17	10.77	10.61	10.42	▲ 0.187
42 長 崎	6.71	▲ 0.24	▲ 0.79	5.67	10.27	10.17	10.17	0.000
43 熊 本	6.46	▲ 0.10	▲ 0.61	5.75	10.35	10.30	10.30	0.002
44 大 分	6.54	▲ 0.22	▲ 0.60	5.72	10.32	10.24	10.25	0.010
45 宮 崎	6.24	▲ 0.12	▲ 0.76	5.36	9.96	9.88	9.85	▲ 0.028
46 鹿 児 島	6.70	▲ 0.09	▲ 0.90	5.71	10.31	10.18	10.13	▲ 0.052
47 沖 縄	6.59	0.17	▲ 1.58	5.18	9.78	9.51	9.52	0.010

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.51%）、前期高齢者納付金等（3.43%）、保健事業費等（0.68%）、その他収入（▲0.02%）に係る合計の保険料率（4.60%）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加算額は、令和4年度の支部総報酬額の実績に0.01%を乗じて計算するため、これを令和6年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は第126回運営委員会（令和5年12月4日開催）のインセンティブに係る資料（資料4）の「令和4年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

# 都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文

## 保険料率の変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第160条 (略)

2 (略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三 (略)

4・5 (略)

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更についての意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13 (略)

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額(協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控除した額)の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

## 報奨金(インセンティブ)の額の算定

### ◎ 健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)

第45条の2 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率(一の事業年度の3月分から当該一の事業年度の翌事業年度の2月分までの保険料(任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の4月分から3月分までの保険料)として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。次条において同じ。)で除して得た額を第2号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の3月から用いる都道府県単位保険料率(法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条及び第45条の4第4項第1号において同じ。)を算定するものとする。

一 次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額

イ (略)

ロ 法第160条第3項第2号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額と一の事業年度の前々事業年度の3月から当該一の事業年度の前事業年度の2月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く。)の総報酬額(標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の4月から3月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る。)の総報酬額の総額の合算額に1,000分の0.1を乗じて得た額とを合算して得た額

ハ (略)

ニ 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額並びに高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部(法第7条の4第1項に規定する支部をいう。)の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額

二 (略)

### ◎附則(令和3・12・22政令第339号)

第1条 この政令は、令和3年12月22日から施行する。

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率(健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。)の算定については、なお従前の例による。

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第45条の2の規定の適用については、同条第1号口中「1,000分の0.1」とあるのは、「1000分の0.04」とする。

2 令和3年3月から令和5年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第45条の2の規定の適用については、同条第1号口中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。

◎ 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号) >

第135条の5の2 令第45条の2第1号二の報奨金の額は、支部(法第7条の4第1項に規定する支部をいう。)ごとに第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数に第3号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額

イ (1)に掲げる数から(2)に掲げる数を減じて得た数((2)に掲げる数が(1)に掲げる数を上回る場合にあっては、零)

(1) 当該支部の総得点

(2) 各支部の(1)に規定する総得点の上位3分の1の範囲に属する総得点のうち最も低い総得点として協会が定める数

ロ 当該支部の支部総報酬額

二 各支部の前号に掲げる額を合算した額

三 各支部の支部総報酬額を合算した額に1,000分の0.1を乗じて得た額

2 前項第一号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。

一 特定健康診査(高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。第135条の3第1項において同じ。)その他の健康診査であって協会が定めるもの(第4号において「特定健康診査等」という。)の実施率

二 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定保健指導(次号において「特定保健指導」という。)の実施率

三 特定保健指導の対象者の減少率

四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への速やかな受診を要すると認めた者の保険医療機関の受診率

五 後発医薬品(保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第20条第2号二に規定する後発医薬品をいう。)の使用割合

◎附則(令和3・12・22厚生労働省令第197号)

第1条 この省令は、令和3年12月22日から施行する。

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率(健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。)の算定については、なお従前の例による。

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.04」とする。

- 2 令和3年3月から令和5年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。

◎附則(令和4・4・1厚生労働省令第79号)

(施行期日)

1 この省令は、令和6年1月1日から施行する。

(報奨金の額の算定に関する経過措置)

- 2 改正後の健康保険法施行規則第135条の5の2の規定は、令和6年3月以後に用いられる都道府県単位保険料率(健康保険法(大正11年法律第70号)第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。以下この項において同じ。)の額の算定について適用し、同年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率に係る報奨金の額の算定については、なお従前の例による。



## 定款変更に関する法律上の手続

### ◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九 (略)

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二～六 (略)

2・3 (略)

### ◎健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)(抄)

第2条の2 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)第7条の6 第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項、～(略)～ とする。

## **2. 特定保険料率及び基本保険料率関係**

# 令和6年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- ・ 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率(特定保険料率)と、加入者の給付費等に充てられる保険料率(基本保険料率)の内訳を示すこととなっている。
- ・ 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。
  - ・ 特定保険料率 = 
$$\frac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}}$$
  - ・ 基本保険料率 = 都道府県単位保険料率 - 特定保険料率

**現 行**

9.33 ~ 10.51%

特定保険料率  $\left( \begin{array}{c} 3.57\% \\ 5.76\sim 6.94\% \end{array} \right)$

**令和6年3月賦課分～  
(令和6年4月納付分～)**

9.35 ~ 10.42%

$\left( \begin{array}{c} 3.42\% \\ 5.93\sim 7.00\% \end{array} \right)$



※任意継続被保険者にあつては、令和6年4月分～

### **3. 日雇特例被保険者保険料額関係**

# 令和6年度の日雇特例被保険者の保険料額について

○日雇特例被保険者の保険料額(日額)は、次の算式※により算定し、厚生労働大臣が告示することとなっている。

$$\text{保険料額(日額)} = \text{標準賃金日額} \times (\text{平均保険料率} + \text{介護保険料率}) \times (1 + 0.31) \quad \text{※健康保険法第168条}$$

○平均保険料率は令和5年度と同じであるが、介護保険料率の見直しによって、日雇特例被保険者に係る保険料額が、令和6年4月納付分から以下のとおり変動することとなる。

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者の保険料額 (平均保険料率は10.00%、介護保険料率は1.60%により算定)

現 行				変 更 後			
標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額	標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額
第1級	450円	175円	275円	第1級	440円	170円	270円
第2級	680円	260円	420円	第2級	660円	255円	405円
第3級	880円	335円	545円	第3級	860円	330円	530円
第4級	1,110円	425円	685円	第4級	1,100円	420円	680円
第5級	1,350円	515円	835円	第5級	1,320円	505円	815円
第6級	1,660円	635円	1,025円	第6級	1,620円	620円	1,000円
第7級	2,040円	780円	1,260円	第7級	2,000円	765円	1,235円
第8級	2,430円	930円	1,500円	第8級	2,380円	910円	1,470円
第9級	2,810円	1,075円	1,735円	第9級	2,760円	1,055円	1,705円
第10級	3,280円	1,255円	2,025円	第10級	3,220円	1,230円	1,990円
第11級	3,820円	1,460円	2,360円	第11級	3,760円	1,435円	2,325円

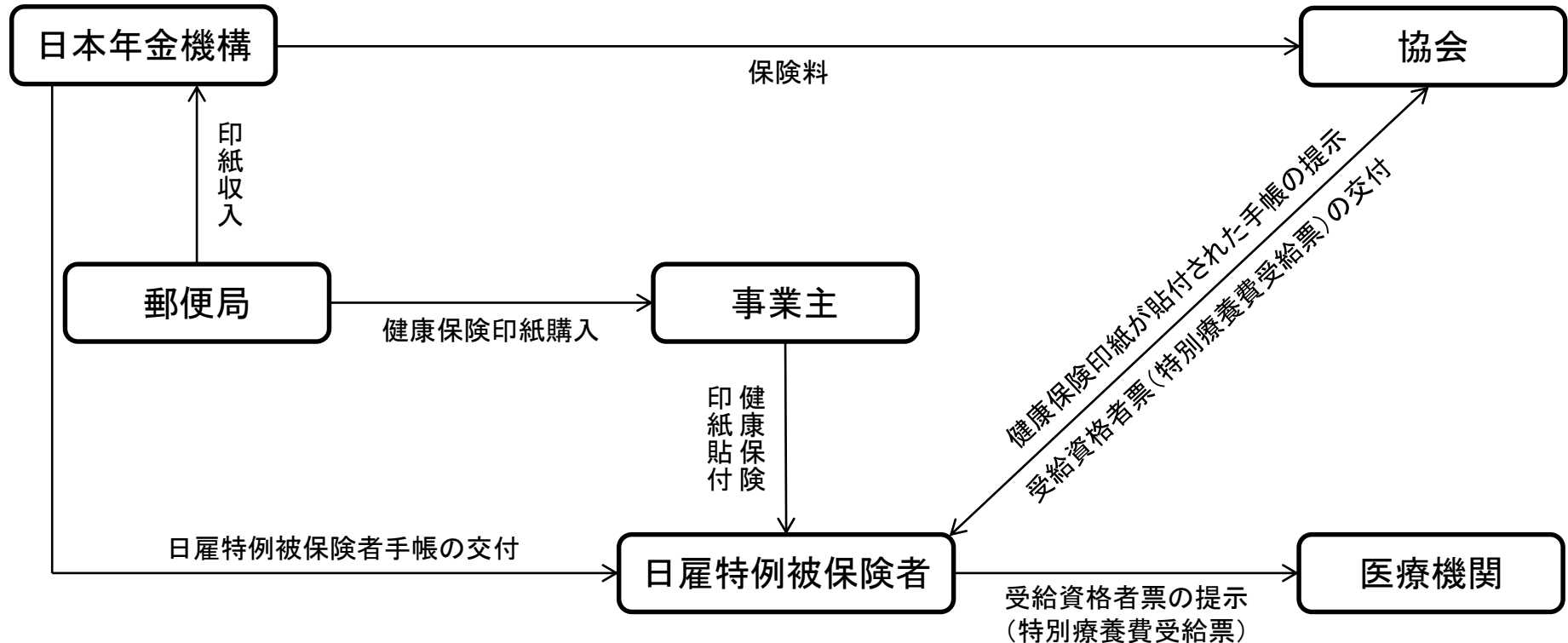
(2) (1)に掲げる者以外の日雇特例被保険者の保険料額（平均保険料率は10.00%により算定）

現 行 か ら 変 動 な し			
標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	390円	150円	240円
第2級	570円	220円	350円
第3級	740円	285円	455円
第4級	940円	360円	580円
第5級	1,140円	435円	705円
第6級	1,400円	535円	865円
第7級	1,730円	660円	1,070円
第8級	2,050円	785円	1,265円
第9級	2,380円	910円	1,470円
第10級	2,770円	1,060円	1,710円
第11級	3,230円	1,235円	1,995円

(注) 保険料額のうち、日雇特例被保険者と事業主の負担割合は、0.5:0.81となっている。

## 《日雇特例被保険者の保険料納付等の仕組みについて》

日雇特例被保険者は日々雇い入れられる者等が対象となっており、日本年金機構から日雇特例被保険者手帳の交付を行い、事業主が手帳に健康保険印紙を貼り、協会が確認するという方法で保険料を納付する仕組みとなっている。(日雇特例被保険者は、令和5年9月現在、約1.2万人)



### 【参考】

2カ月間に通算して26日以上の保険料が納付されているか、またはその月の前6カ月間に通算して78日以上の保険料を納めていることが受給資格者票の交付の要件となっている。(ただし、最初の手帳の交付等の場合には当該要件を満たしていなくても特別療養費受給票を交付)